

小口貨物の通関・関税制度  
(ブラジル)

2023年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

貿易投資相談課

サンパウロ事務所

## 目次

I.	小口貨物の通関手続きおよび関税制度.....	4
1.	小口貨物の定義.....	4
2.	国際宅配便 .....	4
3.	国際郵便 .....	4
4.	小口貨物の輸入税制.....	4
(1)	簡易税制 (RTS) を利用した小口貨物の輸入.....	4
(2)	Correios の Importa Fácil を利用した小口貨物の輸入 .....	6
(3)	Correios の Importa Fácil Ciência を利用した小口貨物の輸入 .....	7
II.	見本品、別送品、旅具の輸入制度.....	9
1.	再輸出を前提とした物品の一時輸入.....	9
2.	販売目的ではない企業向けサンプル品の輸入.....	9
3.	別送品 (引越し荷物) .....	9
4.	旅具通関制度.....	10
(1)	免税される携行旅具 .....	10
(2)	免税されない携行旅具の申告制度 .....	10
(3)	携行して持ち込めない物品 .....	11
III.	展示会向け見本品の一時輸入、国内販売、ATA カルネによる一時輸入 .....	12
1.	展示会向け見本品の一時輸入.....	12
2.	一時輸入した見本品を国内販売する際の手続き.....	12
3.	ATA カルネを利用した携行による見本品の一時輸入 .....	12
IV.	関係法令、参考ウェブサイト .....	14
1.	関係法令 .....	14
(1)	簡易税制を利用した小口貨物の輸入、Importa Fácil を利用した小口貨物の輸入 .	14
(2)	Importa Fácil Ciência .....	14
(3)	再輸出を前提とした見本品の一時輸入、販売目的ではない企業向け見本品の輸入.	14
(4)	別送品 (引越し荷物) .....	14
(5)	旅具通関制度 .....	14

(6)	展示会向け見本品の一時輸入 .....	15
(7)	一時輸入した見本品を国内販売する際の手続き.....	15
(8)	ATA カルネを利用した携行による見本品の一時輸入.....	15
2.	参考ウェブサイト.....	15
(1)	連邦国税庁 .....	15
(2)	国営郵便 .....	16
(3)	国家科学技術開発審議会 (CNPq) .....	16
(4)	開発商工サービス省 .....	16
(5)	サンパウロ州収税局 .....	16

## I. 小口貨物の通関手続きおよび関税制度

### 1. 小口貨物の定義

一般的には、45kg までは小口貨物、100kg を超えれば大口貨物とみなされる（在ブラジル日系物流会社へのヒアリング）が、ブラジルでは貨物の大きさや重さに基づく「小口貨物」「大口貨物」の統一的な定義は存在せず、国際輸送サービスの提供者側で独自に区分が定められている。

より小口な貨物であれば、簡易的な輸入制度の利用ができる場合があるが、輸入税制規則上、重量ではなく、価額やその使用目的でその可否が判断されることに留意する必要がある。

### 2. 国際宅配便

業務用サンプルや書類の受け取りのため、特に法人によって一般的に利用されるのが、速達性の高い DHL、FedEx、TNT、UPS などの民間の配達サービスであるクーリエ便（国際航空宅配便）である。会社によって重量制限等を設けている場合があるため、各社のウェブサイトなどで確認すること。

### 3. 国際郵便

ブラジル郵便電信公社（Empresa Brasileira de Correios e Telégrafos：ECT、通称・以下 Correios）が、小口貨物として取り扱う貨物の重量や大きさの制限を定めている。国際スピード郵便（EMS）及び国際小包（Colis Postaux：Mercadoria Econômica）は、貨物 1 個当たり重量が 30kg まで、縦・横・高さのどれか 1 つが最大 1.5m、かつ、縦+横の 2 倍+高さの 2 倍の合計が 2m 以下までとされる。

2kg 以下の文書や小包であれば、速達郵便（Prime Express）、書留小包（Pequenas Encomendas Registradas）、簡易小包（Pequenas Encomendas Simples）などの様式も利用可能。いずれも荷送人が指定する。個人の利用では、より料金の手頃なこの国際郵便が選ばれやすい。

### 4. 小口貨物の輸入税制

小口貨物の輸入税制には、主に 1999 年 6 月 24 日付財務省省令第 156 号が規定する簡易税制（Regime de Tributação Simplificada：RTS）や、Correios の提供する小口貨物の輸入サービス「Importa Fácil（インポルタ・ファシル、かんたん輸入の意）」に適用される税制がある。

#### (1) 簡易税制（RTS）を利用した小口貨物の輸入

少額貨物の輸入に利用できる簡易税制（RTS）は以下のように定められる（1999 年 6 月 24 日付財務省省令第 156 号）。

##### a) 簡易税制（RTS）の適用対象

価額が 3,000 米ドル（もしくは他通貨でそれ相当額）までの貨物を国際宅配便、国際郵便により法人もしくは個人が受け取る場合、簡易税制（RTS）が適用される。3,000 米ドルは貨物 1 個当たりの価額ではなく、1 申告当たりの価額（同一書類で申告される貨物の価額の合計）を指す。

RTS は、アルコール飲料およびタバコ類の輸入には適用されない。また、ブラジル国内での販売を目的としたり、輸入代金の支払いにあたり為替契約を介する輸入による貨物には適用されない。食品・化粧品・医療用品は、個人使用程度の数量でかつ販売目的でない場合を除いて、連邦国税庁（Receita Federal do Brasil：RFB）への輸出入業者登録（Registro e Rastreamento da Atuação dos Intervenientes Aduaneiros：RADAR）及びブラジル衛生監督庁（ANVISA）の認可に基づく輸入ライセンス（Licenciamento de Importação：LI）の取得などを必要とする正式な輸入手続きを踏むことが義務付けられており、RTS の対象とならない。

#### b) RTS を利用した小口貨物への課税

小口貨物の輸入に際しては、連邦税である輸入税（関税、Impostos de Importação：II）、州税である商品流通サービス税（Imposto sobre Operações relativas à Circulação de Mercadorias e sobre Prestações de Serviços de Transporte Interestadual e Intermunicipal e de Comunicação：ICMS、各州で徴収される一種の付加価値税）が課税される。

輸入税（II）の税率は原則として一律 60%である。その課税標準は【貨物の価額、送料、保険料の合計金額】、つまり CIF 価格となる。

ただし、輸入品目、輸出者・輸入者それぞれの属性により、適用される税率や手続きが異なる。具体的には、輸出者、輸入者がともに個人で、かつ貨物の価額が 50 米ドル相当未満の場合や、医薬品（処方箋が必要）の輸入の場合に輸入税（II）が免除される（以下、表 1 を参照）。

商業的価値のないサンプル品については輸入税（II）が免除されるが、あくまでその特性を実証する目的で輸入されていることに加えて、その数量・重量・容積その他の条件により客観的に商業的価値がないと認められるか、もしくは販売を困難とするに足るだけの物理的に使用不可能な状態に手を加えてあることにより、その価値を喪失している物品がサンプルと見なされる。

ICMS は州税のため、州により税率が異なる。サンパウロ州で輸入する場合は通常 18%が課税される。課税標準は輸入税（II）と同様である。

表 1 簡易税制（RTS）の輸入税率

貨物価額 (米ドル)	輸入者：個人			輸入者：法人
	その他	輸出者：個人	医薬品	
0 ≤ 50	輸入税率 60% + 通関手数料	輸入税率 0% + 通関手数料	輸入税率 0% + 通関手数料	輸入税率 60% + 州別の ICMS + 通関手数料
≤ 500				
≤ 3,000				
≤ 10,000	簡易税制（RTS）適用不可につき、通関業者による通常の輸入手続きが必要 (輸入税、ICMS、工業製品税、PIS・COFINS などの社会負担金)			
10,000 <				

(注1) Correios 利用の場合、500 米ドルまでの貨物には 15 レアル、それを越えて 3,000 米ドルまでの貨物には 250 レアルの通関手数料がかかる。

(出所) 国税庁規則

### c) RTS を利用した小口貨物の輸入手続き

発送時に、宛名もしくは備考欄等に、受取人の納税者番号 (CPF)、法人登録番号 (CNPJ)、もしくはそれが外国人である場合にはパスポート番号の記載が必要となる。この情報が不足している場合、通関不可となり発送元への返送、あるいは返送が不可能な場合は滅却処分となることがあるので注意すること。

輸入者が個人、かつ貨物の価額が 500 米ドル相当未満の場合は、特別な手続きは必要ない。国際郵便の場合、輸入者は Correios で税金を支払い、貨物を引き取ることができる。クーリエ便の場合、クーリエ会社が連邦国税庁 (RFB) に諸税の納付を代行する。輸入者は、宅配日時の連絡の際に税額も通知されるので、サイト上の電信払い票を使用して支払うか、もしくは配達の際に配達員に相当額を支払う。

輸入者が法人および個人で、かつ貨物の価額が 500 米ドル相当以上の場合は、Correios から輸入者に貨物到着の連絡があり、輸入者は Correios で簡易輸入申告 (Declaração Simplificada de Importação : DSI) を行い、税金を RFB へ納付する。クーリエ便の場合、宅配会社が輸入者に代わって簡易輸入申告 (DSI) し、諸税の納付を代行する。宅配日時の連絡を受ける際に税額が通知されるので、サイト上の電信払い票を使用して支払うか、もしくは配達の際に配達員に相当額を支払う。

なお、商業的性格を持たない個人輸入であっても、1 申告当たり 3,000 米ドル相当を超える貨物の輸入は通常の輸入とみなされる。それには RFB への輸出入業者登録 (RADAR) が必要であるため、個人が 3,000 米ドルを超える貨物を輸入することは事実上困難であったが、2022 年 9 月の規則改正で、ブラジル国内の輸入会社による代行輸入 (Importação por conta e ordem de terceiro)、及び輸入会社との売買取引を伴った輸入 (Importação por encomenda) が可能となった。ただしこの場合、輸入の目的は (1) 農村の生産者・職人・芸術家を含む、職業の遂行目的、(2) 自らによる使用や消費、(3) 個人的な収集 (蒐集) のためのいずれかでなければならない。

## (2) Correios の Importa Fácil を利用した小口貨物の輸入

小口貨物の輸入サービスに、Correios の「Importa Fácil (インポルタ・ファシル、かんたん輸入の意)」がある。これは、輸入者が法人及び個人で、かつ 1 申告当たりの価額が 3,000 米ドル相当以下の輸入に利用できる (ただし、個人輸入で 500 米ドル以下の場合は適用対象外)。

引受け元の国の郵便局の条件にもよるが、一般的には重量は 30kg、最も長い辺の長さは 150cm 以内とされる。個人使用目的、販売目的のいずれの場合にも適用できる。Correios のウェブサイトを通じて貨物受け取りのための税金の納付などの諸手続きを行うことができ、自宅など指定場所で受け取ることができる。

Importa Fácil を利用するには税金とは別に 250 レアルの手数料が必要である。

Importa Fácil で輸入する場合、個人、法人ともに連邦国税庁（RFB）への輸出入業者登録（RADAR）は必要ない。

ただし、輸入に際して事前の輸入許可取得などの条件を満たさなければならない物品は、Importa Fácil で輸入することはできない。例えば玩具は、ブラジル国家度量衡・品質・科学技術院（INMETRO）の適合性認証が予め必要なため、個人使用目的の場合のみ認められる。また食品、化粧品、医療機器は、数量・目的を問わず通常の輸入手続きが必要であり、RFB への RADAR、輸入ライセンス（LI）の取得が原則として義務付けられることから、Importa Fácil を利用して輸入することはできない。なお、(3)にて後述する科学技術に関する調査・研究のための物品の輸入のためのサービス「Importa Fácil Ciência（インポルタ・ファシル・シエンシア、かんたん輸入・科学版）」に該当する場合は除く。

### (3) Correios の Importa Fácil Ciência を利用した小口貨物の輸入

科学技術調査・研究に用いられる物品で、価額が 1 万米ドル相当までのものについては、Correios が提供するサービス Importa Fácil Ciência を利用し、比較的簡単に輸入することができる。対象物品は、機械、機器、装置、用具、修理用部品、原材料、その他の科学技術に関する調査・研究に必要な物品。

対象となるのは、科学技術に関する調査・研究に用いられる物品で、科学技術省傘下の国家科学技術開発審議会（CNPq）が輸入するもの、CNPq に認定された教育プログラム、科学技術に関する調査・研究の推進、調整、研究を行う非営利機関、CNPq に登録された科学者や研究者が輸入するもの。貨物の価額を問わず、輸入税（II）、工業製品税（Imposto sobre produtos industrializados：IPI）の支払いが免除される。州税の ICMS については、輸入者が別途、州財務局に免除の申請を行なう必要がある。また、通常、輸入関税の減免を申請する際に必要となる国産類似品の有無に関する審査も免除される。

輸入に際しては個人、法人ともに貿易統合システム（Sistema integrado de comércio exterior：SISCOMEX）の利用者登録が原則として必要である。しかし、送料、保険料を含む価額が 1 万米ドル相当以下の物品で、Correios の Importa Fácil Ciência を利用して輸入する場合、およびクーリエ便により輸入する場合は、SISCOMEX への利用者登録は必要ない。ただし、CNPq の簡易輸入ライセンス（Licenciamento Simplificado de Importação：LSI）が必要である。Importa Fácil Ciência では、LSI は Correios を通じて取得申請できる。

Importa Fácil Ciência の利用手順は次のとおりである。

- A. 外国の製品供給者に対し、プロフォーマ・インボイスの作成を依頼する。
- B. 国家科学技術開発審議会（CNPq）より簡易輸入ライセンス（LSI）を取得する。
- C. Importa Fácil Ciência のウェブサイトでの輸入の登録を行う。
- D. 電子メールで簡易輸入ライセンス取得完了の連絡と認証番号の採番を受ける。
- E. 簡易輸入ライセンス取得後、外国の製品供給者に正式に発注し、発送手続きを始める。貨物の送付先は Correios 指定の宛先を指定する。

- F. 貨物到着後、所定の通関手続きが行われ、通関費用と ICMS が請求される。いずれもオンラインで決済できる。
- G. 通関後、Correios により貨物が宛先に送付される。



## II. 見本品、別送品、旅具の輸入制度

### 1. 再輸出を前提とした物品の一時輸入

販売目的ではなく再輸出を前提とする展示会やイベント用の物品は、一時許可税関特別制度 (Regime aduaneiro especial de admissão temporária: AT) により、通常の輸入時に課税される輸入税 (II)、工業製品税 (IPI)、社会統合計画負担税 (Contribuição para os Programas de Integração Social: PIS)、社会保険融資負担税 (Contribuição Social para o Financiamento da Seguridade Social: COFINS)、燃料負担金 (Contribuição de Intervenção no Domínio Econômico: CIDE-Combustível)、商船隊更新追加税 (Adicional ao Frete para Renovação da Marinha Mercante: AFRMM) を保税とした状態で一時輸入できる。ただし、ブラジル国内では販売できない。

一時輸入は、貿易統合システム (SISCOMEX) 上の輸入申告 (Declaração de Importação: DI)、もしくは貿易システム統一ポータル上の単一輸入申告 (Declaração Única de Importação: Duimp) により申請する。その際、一時輸入申請書 (Requerimento de Admissão Temporária: RAT)、航空貨物運送状などの運送書類、コマーシャル・インボイス、再輸出しない場合に諸税を支払う旨を宣言する確約書 (Termo de Responsabilidade: TR) が必要である。なお、一時輸入しようとする物品が輸入ライセンス (LI) や事前の輸入許可の取得対象である場合は、それらを取得しなければ一時輸入できない。

本制度では、再輸出までの期限が設定されている。基本的には 1 年間までで、契約等の説明を加えることにより 5 年間まで申請可能であるが、特例でさらにそれ以上の延長も可能。制度規則が遵守されなかった場合は、価額の 10%に加え、保税された税額に金利と罰金を加算した額が請求される。

### 2. 販売目的ではない企業向けサンプル品の輸入

販売目的ではない製品評価などのためのサンプル品などの企業向け見本品の場合は、原則として船積み前の輸入許可である輸入ライセンス (LI) の取得が免除される。輸入者自身が輸入申告書 (Declaração de Importação) を SISCOMEX で作成し、申告する。ただし、ブラジル衛生監督庁 (ANVISA)、農牧畜供給省 (MAPA)、ブラジル国家度量衡・品質・科学技術院 (INMETRO) 等の当局により、サンプル品の輸入について個別規則が定められていないかを事前に確認すること。

### 3. 別送品 (引越し荷物)

個人使用の物品 (使用済の衣類、装飾品など)、書籍、新聞は免税される。別送品は、旅行者の到着前 3 カ月から到着後 6 カ月以内にブラジルに到着しなければならない。また、旅行者の出発地あるいは居住国から発送されたものである必要がある。この期間内に到着しない別送品は、通常の輸入規則に従い、輸入税 (II)、工業製品税 (IPI)、商品流通サービス税 (ICMS)、社会統合計画負担税 (PIS) および社会保険融資負担税 (COFINS) を支払わなければならない。さらに、罰金として、輸入税額の 20%相当額を納付する必要がある。

免税対象とならない別送品については輸入税（II）（税率は 50%）のみが課税される。物品の価額を証明する書類がない場合は、税関が物品の価額を決定する。

#### 4. 旅具通関制度

旅具は、携行して持ち込み免税されるもの、免税されないものがある。また、携行して持ち込めない物品もある。

##### (1) 免税される携行旅具

携行して持ち込む旅具のうち、本、パンフレット、新聞、個人使用のための物品（衣類、衛生用品、使用済みのカメラ・腕時計・携帯電話〔スマートフォン〕など）は免税される。その他の物品は、空路・海路で入国する場合は計 1,000 米ドルまで、陸路で入国する場合は計 500 米ドルまで免税される。また、アルコール飲料、たばこ、葉巻はそれぞれ免税される数量に上限がある。免税が認められるのは 1 ヶ月に 1 回である。なお、家族・他人に上限を超える物品を預け、税の支払いを回避することは禁止されている。

##### (2) 免税されない携行旅具の申告制度

ブラジルに入国する際に以下の物品を携行する場合は、電子旅具申告（e-DBV）システムより申告する。到着後は「申告物あり（BENS A DECLARAR）」のゲートで手続きを行なう。税の納付は e-DBV にて発行される国税庁納付票（DARF）を用いて行なうが、事前にオンラインバンキングから支払うか、もしくは税関の ATM・現金で支払う。

なお、2023 年 3 月現在、e-DBV システムは、ポルトガル語、英語、スペイン語に対応している。インターネット接続環境があればスマートフォンからでも事前申告が可能である。空港税関に設置された端末でも申告できる。

e-DBV:<https://www.edbv.receita.fazenda.gov.br/edbv-viajante/pages/selecionarAcao/selecionarAcao.jsf>

##### 【申告対象となるもの】

- A. 免税枠を超える課税対象品
- B. ロストバゲージとなった品
- C. ブラジル出国時及びブラジル入国時に、10,000 米ドル以上の現金または他の通貨による相当額を所持している場合
- D. 保健、農牧畜、陸軍当局の管理下にあるもの、その他機関から制限・禁止していされているもの
- E. その他、入国時に証明が必要となるもの
- F. 手荷物に該当しない品（非手荷の概念から外れる品）
- G. ブラジル非居住者が一時的に入国する際の特例関税制度の対象となる 3,000 米ドルを超える物品

(3) 携行して持ち込めない物品

以下の物品は、携行して空路でブラジルに持ち込むことはできない。

- A. 警報・アラーム装置（時計を除く）
- B. 爆発物、軍用品、信管、花火原料、猟銃、花火など C. おもちゃの武器など、本物の武器同様に使えるもの
- D.ライターなどの液体燃料
- E. マッチなど引火性の固形物
- F. 自動発火するもの
- G. 水に触れて引火性ガスを発生させるもの
- H. 石灰粉など酸化物
- I. 劇毒物
- J. 放射性物質
- K. 水銀、酸など腐食性のある物質
- L. 航空機材などに影響を及ぼす可能性のある磁力を持つもの

### III. 展示会向け見本品の一時輸入、国内販売、ATA カルネによる一時輸入

#### 1. 展示会向け見本品の一時輸入

ブラジル国内で開催される展示会や見本市に出品する物品の一時輸入は、II.1 項の**再輸出を前提とした物品の一時輸入**で記したとおり、2006年1月18日付連邦国税庁規則第611号、2015年12月14日付連邦国税庁規則第1,500号の規定に従う。

国内販売を行わないという条件で、輸入税（II）、工業製品税（IPI）、社会統合計画負担税（PIS）、社会保険融資負担税（COFINS）、燃料負担金（CIDE-Combustível）、商船隊更新追加税（AFRMM）を保税にした状態で一時輸入できる。見本品が輸入ライセンス（LI）や事前の輸入許可が必要な場合は、それらを取得しなければ一時輸入できない。

ブラジル国外から展示会向けに見本品を一時輸出するには、ブラジルで輸入者として輸入手続きを行える在ブラジルの個人または法人の存在が必要である。加えて、見本品の仕向け先となるイベントの運営団体、見本品の輸送・通関に関わる法人、人道的活動を行なう公的医療機関及びそれに認可された非営利団体、ブラジル国内の役務提供者にも許可が付与されることがある。

見本品をブラジルへ輸入する者（使用者）は、輸入通関後、展示会会場に貨物を搬出するにあたり「展示会・見本市用製品送り税務伝票（Nota Fiscal de remessa de mercadoria ou bem para exposição ou feira）」を作成しなければならない。税務伝票には、一時輸入する見本品が使用される展示会などイベントの詳細、開催時期、見本品の価格などを記入する。税務伝票は展示会が行われる州が指定する書式を用いる。

展示会終了後に見本品を再輸出する場合、使用者は「展示会・見本市用発送製品戻り伝票（Nota Fiscal de retorno de mercadoria ou bem remetido para exposição ou feira）」を作成し、見本品を使用した展示会などイベントの詳細、開催時期、場所、および展示会・見本市用製品送り税務伝票番号などを記入し、形式上輸出前に貨物を自社に搬入し、その後再輸出の手続きを取らなければならない。

#### 2. 一時輸入した見本品を国内販売する際の手続き

展示会に出展するために一時輸入した見本品を再輸出せず、ブラジル国内で販売する場合は、販売前に通常の輸入許可を取得し、保税となっていた輸入税（II）、工業製品税（IPI）、社会統合計画負担税（PIS）、社会保険融資負担税（COFINS）など諸税を納付しなければならない。諸税は、一時輸入申請日付の為替レートによる換算レートに基づき換算し、レアル建てで納付する。

#### 3. ATA カルネを利用した携行による見本品の一時輸入

2023年3月現在、ATA カルネを利用して見本品や職業道具をブラジルへ一時輸入することはできない。

ブラジルは、2011年8月2日付大統領令第7,545号により、一時輸入に関する国際条約（イスタンブール条約（カルネ条約））を受諾し、2013年5月21日付国税局基本通達1,361号で一時輸入に関する施行細則を公布した。基本通達に基づきブラジルでのATA カルネの保証団体が選定され、

リオデジャネイロ五輪が開催された 2016 年から ATA カルネの使用が可能となったが、2021 年末をもって保証団体が運用の中止を決定したため、ATA カルネ制度が再び利用できない状況にある。

従って、展示会に出品する見本品などを携行する際には、上述の一時輸入制度を利用する。事前に電子旅具申告（e-DBV）を行ない、入国時に「申告物あり（BENS A DECLARAR）」のゲートで一時輸入手続きをとる必要がある。

#### IV. 関係法令、参考ウェブサイト

本資料の作成に当たっては以下の法令、ウェブサイトを参照した。

##### 1. 関係法令

###### (1) 簡易税制を利用した小口貨物の輸入、Importa Fácil を利用した小口貨物の輸入

- 1999年6月24日付財務省指令 (Portaria MF) 第156号第1条、4条
- 1991年11月11日付連邦国税庁規則 (Instrução Normativa SRF) 第101号第1条
- 2006年1月18日付連邦国税庁規則 (Instrução Normativa SRF) 第611号附属書 (Anexo)
- 2017年9月15日付連邦国税庁細則 (Instrução Normativa SRF) 第1737号第21条、23条、30条、33条、43条
- 2020年10月27日付連邦国税庁細則 (Instrução Normativa SRF) 第1984号第4条
- 2022年9月9日付連邦国税庁細則 (Instrução Normativa SRF) 第2101号第2条、第3条

###### (2) Importa Fácil Ciência

- 1990年3月29日付法律 (Lei) 第8010号第1条
- 2004年10月28日付法律 (Lei) 第10964号
- 2007年11月20日付政令 (Decreto) 第6262号第2条、3条

###### (3) 再輸出を前提とした見本品の一時輸入、販売目的ではない企業向け見本品の輸入

- 1966年11月18日付法令 (Decreto-Lei) 第37号第106条
- 2006年1月18日付連邦国税庁規則 (Instrução Normativa SRF) 第611号第3条、11条
- 2015年12月14日付連邦国税庁規則 (Instrução Normativa RFB) 第1600号第3条、4条、8条、9条
- 2011年7月14日付開発商工省貿易局指令 (Portaria SECEX) 第23号第13条

###### (4) 別送品 (引越し荷物)

- 2009年2月5日付政令 (Decreto) 第6,759号第87条、101条、158条、702条
- 2010年8月2日付連邦国税庁規則 (Instrução Normativa RBF) 第1,059号第8条
- 2017年9月15日付連邦国税庁細則 (Instrução Normativa SRF) 第1737号第27条、42条、43条

###### (5) 旅具通関制度

- 2010年6月30日付財務省省令 (Portaria MF) 第440号第6条、7条
- 2010年8月2日付連邦国税庁規則 (Instrução Normativa RBF) 第1059号第8条、9条、44条
- 2013年8月15日付連邦国税庁規則 (Instrução Normativa RBF) 第1385号第2条
- 2000年11月13日付民間航空庁指令 (Portaria Comando da Aeronáutica) 第676/GC5号第48条

- 2011年11月22日付民間航空庁決議 (Resolução Agência Nacional de Aviação Civil) 第207号 附属書 (Anexo)

(6) 展示会向け見本品の一時輸入

- 1966年11月18日付法令 (Decreto-Lei) 第37号第106条
- 2006年1月18日付連邦国税庁規則 (Instrução Normativa SRF) 第611号第11条
- 2015年12月14日付連邦国税庁規則 (Instrução Normativa RFB) 第1600号第3条、4条、8条、9条

(7) 一時輸入した見本品を国内販売する際の手続き

- 2015年12月14日付連邦国税庁規則 (Instrução Normativa RFB) 第1600号第44条、47条

(8) ATA カルネを利用した携行による見本品の一時輸入

- 2021年6月24日付連邦国税庁規則 (Instrução Normativa RFB) 第2036号

2. 参考ウェブサイト

(1) 連邦国税庁

(国際宅配便・簡易税制)

<https://www.gov.br/receitafederal/pt-br/assuntos/aduana-e-comercio-exterior/manuais/remessas-postal-e-expressa/topicos/tributacao#RTS>

(旅行者向けガイド、英語あり)

<https://www.gov.br/receitafederal/pt-br/assuntos/aduana-e-comercio-exterior/viagens-internacionais>

(別送品)

<https://www.gov.br/receitafederal/pt-br/assuntos/aduana-e-comercio-exterior/viagens-internacionais/guia-do-viajante/entrada-no-brasil/mudanca-brasil>

(旅具)

<https://www.gov.br/receitafederal/pt-br/assuntos/aduana-e-comercio-exterior/viagens-internacionais/guia-do-viajante/entrada-no-brasil/bens-do-viajante>

(旅具の申告、税額計算、納付)

<https://www.gov.br/receitafederal/pt-br/assuntos/aduana-e-comercio-exterior/viagens-internacionais/guia-do-viajante/entrada-no-brasil/bens-a-declarar-tributacao-e-calculo-do-imposto>

(携行品の免税範囲)

<https://www.gov.br/receitafederal/pt-br/assuntos/aduana-e-comercio-exterior/viagens-internacionais/guia-do-viajante/entrada-no-brasil/cota-de-isencao-duty-free-e-bagagem-tributavel>

(通常輸入手続き)

<https://www.gov.br/receitafederal./pt-br/assuntos/aduana-e-comercio-exterior/manuais/despacho-de-importacao/topicos-1/conceitos-e-definicoes/despacho-de-importacao>

(e-DBV)

<https://www.gov.br/receitafederal./pt-br/assuntos/aduana-e-comercio-exterior/viagens-internacionais/guia-do-viajante/e-dbv>

(2) 国営郵便

(Importa Fácil)

<https://www.correios.com.br/receber/encomenda/saiba-mais-internacional>

(Importa Fácil Ciência)

<https://www.correios.com.br/receber/encomenda/arquivos/internacional/e-book-importa-facil-ciencia.odp>

(3) 国家科学技術開発審議会 (CNPq)

(科学技術に関する調査・研究に用いられる物品の輸入)

<https://www.gov.br/cnpq/pt-br>

(4) 開発商工サービス省

(輸入にかかる諸税)

<https://www.gov.br/empresas-e-negocios/pt-br/invest-export-brasil/importar/consulte-normas-tributarias/tratamento-tributario-na-importacao-1>

(5) サンパウロ州収税局

(輸入にかかる商品流通サービス税)

<https://portal.fazenda.sp.gov.br/servicos/comex/>

以上

---

作成者 日本貿易振興機構 (ジェトロ) 貿易投資相談課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 Tel. 03-3582-5651

---

Copyright (C) 2023 JETRO. All rights reserved.